

# 道の駅八王子滝山指定管理者利用料金減免取扱要領

令和3年（2021年）4月1日

## （目的）

第1条 この要領は、令和3年（2021年）3月10日付甲決裁「道の駅八王子滝山減免基準」に基づき、道の駅八王子滝山指定管理者（以下「指定管理者」という。）が利用料金を減免する際に必要な手続きを定め、もって道の駅八王子滝山の適正な利用を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

## （減免対象施設）

第2条 道の駅八王子滝山における地域交流施設（地域交流ホール、会議室）とする。

## （減免基準）

第3条 この要領における利用料金の減免基準は次のとおりとする。

- (1)市又は教育委員会が行政目的のために行う事業に利用するとき 免除
- (2)障害者の福祉を増進する事業を行うことを目的とする市内の団体等で、心身障害者団体等認定・登録手続要領に基づき登録している団体等が、その活動のために施設を利用するとき（販売を伴わない場合に限る） 免除
- (3)市長が特に必要があると認めたとき 減額又は免除

## （減免手続）

第4条 利用料金の減額及び免除の取扱を受けようとする者は、あらかじめ八王子市道の駅利用料金減額・免除申請書（第1号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容等を審査し、利用料金の減額又は免除を認める場合は、八王子市道の駅利用料金減額・免除決定通知書（第2号様式）を交付しなければならない。

## 附 則

この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

八王子市道の駅利用料金減額・免除申請書

年 月 日

道の駅八王子滝山指定管理者 殿

申請者	団体名 氏名	住 所 電話番号
責任者	団体名 氏名 (申請者と異なる場合に記入してください)	住 所 電話番号

次のとおり道の駅八王子滝山利用料金の 減額・免除 の申請をします。

利用目的			
利用期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )		
利用施設	交流ホール・会議室	利用人数	人
利用機器			
持込機器			
※利用料金	円		
減額・免除を受けようとする理由			
備 考			

(注)1 ※のある欄は、記入しないでください。

第2号様式(第4条関係)

八王子市道の駅利用料金減額・免除通知書

年 月 日

申請者	様
-----	---

道の駅八王子滝山指定管理者 ㊤

年 月 日付で申請のあった道の駅八王子滝山利用料金について、次のとおり

減額・免除 が決定したので通知します。

利用目的	
利用期間	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )
利用施設	
利用機器	
持込機器	
利用料金	円
減額・免除の理由	道の駅八王子滝山減免基準 (1) (2) (3) に該当するため
備考	